

隠岐の島町社会福祉センターの使用料を免除する団体

隠岐の島町社会福祉センター管理運営規則第7条第1項の規定に基づく使用料を免除する団体は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる団体が主催又は共催して行う行事に使用するときは、利用料を免除する。
 - ア. 隠岐の島町
 - イ. 各町村社会福祉協議会及び隠岐地区社会福祉協議会
 - ウ. 隠岐の島町ボランティアセンターに登録している団体
 - エ. その他町長が必要と認めた者が使用するとき

※ 福祉団体として

- ア. 老人会関係
- イ. 母子・寡婦会関係
- ウ. 身体・精神障害者関係